第7回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月30日(金) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

		[/久 	0	金曽	₩- \		31. 1.	. +-
1	三木	隆志	2	金盲	浩文	3	辻本	一夫
4	太田	勝義	5	乙部	毅博	6	竹内	稔
7	水野	敦	8	岩岡	栄一	9	金曽	千春
10	鈴木	敏文				12	牧田	日出男
13	太田	福司	14	穀内	和夫			

4. 欠席委員 1名

	11	寺嶋	誠一
--	----	----	----

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案1号 農地法第3条第1項の規定による許可について

日程第3 議案2号 旧農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地

利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後1時45分

8. 会議の概要 穀内会長 ただ今の出席委員は13名であります。 定足数に達しておりますので、第7回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、13番 、太田 福司 委員、1番、三木 隆志 委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。 それでは、12月15日開催の第6回総会以降に行われました業務等につきまし 瀬尾局長 て報告致します。 1の会議関係では、12月25日臨時第5回町議会が開催され、会長と事務局長 が出席しております。 1月17日、乳牛改良同志会定期総会がJA大樹町で開催され、会長が出席して おります。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてで ございます。 今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認してお ります。 また2法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、報告書 の提出を受けていない状況となっております。今後も引き続き対象となる法人 に報告書の提出を促して参ります。 次に3の農地法第3条の3の規定による受理通知について1件でございます 番号1番、字芽武の、■■ ■■■ 氏が字■■■■■■番1ほか■■筆、■ ,■■■,■■■ $^{\text{n}}$ の農地を相続された旨、通知を受理しております。 以上で業務報告を終わります。 穀内会長 報告が終わりました。 報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申 請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より、提案説明を求めます。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提 瀬尾局長 案説明を申し上げます。 農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移 転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなけ ればならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定 められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げ

断し、申請内容の可否についてご審議いただくものでございます。 今回ご審議いただく案件は所有権移転2件となっております。

	ますので、よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終ります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めま
	す。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他■筆、登記
	簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては
	$\mathbb{L} = \mathbb{L} = $
	譲渡人は、■■ 農事組合法人 ■■■■■■■、譲受人は、■■ ■
	■ 氏であり、法人解散による残余財産の分配であります。本地区の担当委
	員は、■■委員となっております。
	申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■■の2 他■筆、登記
	簿・現況地目につきましては、何れも牧場、農振は農用地、面積につきまして
	は、一、一旦一一であります。
	譲渡人は、■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■市 ■■■■■■■■■■■
	■であります。経営面積は、■■■■,■■■,■■■.■■㎡であり、売買価
	格は■■■■円、10a当り■■,■■■円、本地区の担当委員は、■■委員とな
	っております。
	りにものであり。 別紙でありますが、農地法第3条調査書を添付しております。
	本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、
	3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを
	一満たしていることを申し添えます。
	あたしていることを申し添えより。 また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。
	以上で説明を終わります。
加力公目	
穀内会長	内容の説明が終わりました。
	次に、地区担当委員より調査報告を求めます。
	申請番号1番について、■■地区担当委員、■■ ■■ 委員から報告願い
	ます。
■■委員	申請番号1番につきましては、譲渡人希望による所有権移転です。
	譲渡人の法人解散に伴い、残った資産の分配により、元の所有者に農地を返還
	する案件です。
	譲受人は、法人の構成員であったことから、許可の基本要件をすべて満たしている。
	ているものと考えます。
+n -L - A =	
穀内会長	次に申請番号2番について、■■地区担当委員の■■ ■■ 委員が欠席の
	ため、■■ ■ 委員より報告願います。
■■委員	申請番号2番につきましては、譲受人希望による所有権移転です。
	譲受人は、■■■として意欲的に事業を行っており、また農地の集団化や農作
	業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしている
	ものと考えます。
	ご審議の程ほど、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
1	

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請 番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について、申請番号1番から7番の件を議題といたしま す。 事務局より、提案説明を求めます。 瀬尾局長 それでは、議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定についての提案説明申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利用集積計画 を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです 今回ご審議頂きます申請は7件でございます。 内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けに よる所有権移転が1件、賃貸借の更新が5件、使用貸借の新規が1件となって おります。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げます ので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終ります。 穀内会長 それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。 豊吉主幹 申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他1筆であります 登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡で あります。譲渡人は、■■ 株式会社 ■■■■■■、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、 経営面積は、■■,■■■㎡であり、当地 以上で説明を終わります。 穀内会長 内容の説明が終わりました。 なお申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の 買い受けのため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

■■■■ ■■■■■が、農委法第31条に規定に基づき、議事参与の制限を受ける ため、議事進行を変わります。

に申請番号2番の内容について、事局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■■であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡のうちであります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■■■

■■■■■■、経営面積は■■、■■■ \mathbf{m} であり、当地における賃借料は、年額■■■、■■円 10a当り■、■■円、期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日の5年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

申請番号2番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について申請番号2番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

	よって本案は、原案のとおり決定されました。
穀内会長	それでは申請番号3番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。
秋门云以	これにいる中間留力の留かり「留め」に合いて、事物向より肌切を入めより
豊吉主幹	申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■■ 他4筆でありま
	す。登記簿、現況地目は畑と宅地、農振は農用地と農業用施設用地であり、面
	積は $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$, $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$ \blacksquare \blacksquare \blacksquare 氏、借主は、
	■■ ■■ 氏、経営面積は■■■,■■■m ² であり、当地における賃
	借料は、年額■,■■■,■■■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6年
	2月1日から令和11年1月31日の5年であります。
	申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■■であります。登記
	簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡であり
	ます。貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ 氏、経営
	面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■
	■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6年2月1日から令和11年1月31
	日の5年であります。
	申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他3筆であり
	ます。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■
	■㎡であります。貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、借主 ■■ ■■
	■■ 氏、経営面積は■■■、■■■m ² であり、当地における賃借料は、年額
	■■■ $,$ ■■■円 $10a$ 当り $,$ ■■■円です。期間は令和 6 年 2 月 1 日から令
	和16年1月31日の10年であります。
	申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他13筆であ
	ります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,
	■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、■■■ 農事
	組合法人 ■■■■■■、経営面積は■、■■■、■■■㎡であり、当地におけ
	る賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6
	年2月1日から令和16年1月31日の10年であります。
	申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■■の■であります。登
	記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■,■■■㎡であり
	ます。貸主は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	■■、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償。
	期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日の10年であります。
	申請番号1番から7番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数
	第18条調音を添りし、利用権の設定等を受ける者の経営面積、展作業促争自数 などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされ
	などを記載してわります。なわ、同伝第18条第3項の谷晏件は、生て個だされ ていることを報告します。
	以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました
秋 T 五 以	次に申請番号7番について、地区担当委員より調査報告を求めます。■■地
	区担当委員 ■■ ■■■ 委員より、報告願います。
■委員	申請番号7番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、各地区
■ ダ只	一「明田ツ「田でってあしては、成川地門川木頂ツT田がびノにたツ、竹地区

	に周知し、有限会社 ■■■■■■としました。期間は、10年とし、賃借料に
	ついては、無償とし、両者の了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願
	いします。
穀内会長	以上で、報告が終わりました。
	なお、申請番号3番から6番については、賃貸借の更新のため、ともに地域
	調整報告を省略します。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
	利用集積計画の決定について申請番号3番から7番の件を採決いたします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	一
	(異議なし)
	(共職なし)
	ブ田洋れまし知はよみ
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
	次に連絡事項に入ります。
	事務局より説明します。
瀬尾局長	次回の総会につきましては、2月22日木曜日を予定しておりますので、よろ
	しくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第7回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年1月30日

会 長

委員(13番)

委員(1番)